

北海道道州制特別区域計画(更新)の素案に係るパブリックコメントによる意見募集結果

平成24年2月22日

北海道道州制特別区域計画(更新)の素案について、道民意見提出手続により意見を募集したところ、3人と1団体の方から、延べ14件のご意見が寄せられました。

ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりであり、皆様のご意見を参考としながら計画案を取りまとめ、第1回定例道議会にお諮りし、ご審議を経て議決をいただいた上で、国に提出します。

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

| 区分 | 意見等の反映状況 |
|----|-------------------------------|
| A | 意見を受けて案を修正したもの |
| B | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| C | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| D | 案に取り入れなかったもの |
| E | 案の内容についての質問等 |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|---|---|
| 1 道州制特別区域計画の目標について | |
| <p>地域のことは地域で決められる地域主権型社会の実現に向けて、北海道価値を最大限に活用するなどして、北海道の自立的な発展につながっていくことを期待しています。</p> | <p>地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、道州制や道州制特区に関する道民の理解や関心を高め、本道の優位性である「北海道価値」(食・観光、環境など)を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となるよう、今後も道州制特区制度を有効に活用し、道民からのアイデアなどをもとに国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ね、北海道の自立的発展を図っていきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">B</div> |
| <p>大項目で「目標」と銘打っているにも関わらず、端的に何が「目標」であるのかが分かりにくい。 「北海道道州制特別区域計画」は何を、どこを目指した計画なのかが分かりやすい形で記載されてなければ、道民の理解を得ることは難しいと思う。</p> | <p>「1 道州制特別区域計画の目標」においては、「北海道の現状と課題」として、北海道価値を最大限に活用していくことが重要であることなどを記載し、また、こうした課題を踏まえ、今後の取組として、北海道の自立的発展などを図っていくこととしているところです。ホームページをはじめ、道民の方々に情報提供する際には、道州制特別区域計画の目指す方向などについて、できるだけわかりやすい内容となるよう工夫して参ります。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div> |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|---|---|
| 2 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等について | |
| <p>これまで商工会議所に対する監督のうち定款変更の認可の一部や解散の認可、鳥獣保護法に係る危険猟法の許可が道に移譲されたほか、調理師養成施設の指定事務も道に移譲されるなど地方の自立的発展は徐々に進んでいるものと考えているが、移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、この移譲により大きなメリットにつながっておらず、道民の理解も十分ではないと考えます。</p> | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、新たに「7今後に向けて」の章を起し、「(1) これまでの取組の主な成果」「(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて」を記載することとしました。</p> <p>国から道に事務・事業が移譲されたことに伴い、これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている一方、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることが課題となっています。</p> <p>今後、既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上に向けて、関係する事務の移譲について検討して参りたいと考えています。</p> |
| <p>○商工会議所に対する監督の一部</p> <p>国から道へ権限が移譲されても、なお国に残っている事務があり、特に定款変更の認可については、同一の定款であるにも関わらず所管が分かれているという大変利便性の低い状況にあると見受けられる。</p> <p>是非とも道で一元的に実施できるようにすることが必要であると考えます。</p> | <p>ご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案の検討の中で、参考とさせていただきます。</p> |
| <p>○調理師養成施設の指定</p> <p>調理師養成施設の指定を行うために、調査は道が行い、実際の指定は国が行うという状況を一元化できたことは大変望ましく、利便性が高められたと思う。</p> <p>調理師養成施設以外にも国と道で権限が分かれているものについては、同様に道で一元的に事務処理ができるようにすることが必要であると考えます。</p> | <p>平成19年度から調理師養成施設の指定に関する事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査及び調理師養成施設の指定に関する事務を一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。</p> <p>ご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案の検討の中で、参考とさせていただきます。</p> |
| <p>○札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止</p> <p>北海道における地域医療の現状を見ると、本件は特筆すべき成果であると思う。</p> <p>道内では、医療に関わらず、地域の課題解決のために様々な大学が関わりを持っていることを考えると、札幌医科大学に限らず、他の公立大学、できれば私立大学を含めて道が地域の実情に即して権限を有することも必要であると考えます。</p> | <p>公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、学則変更についての文部科学大臣への届出が不要となり、平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行し、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待されています。</p> <p>ご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案の検討の中で、参考とさせていただきます。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|--|---|
| 3 今後に向けて | |
| <p>今般、計画期間を平成27年まで更新することですが、計画変更する場合には、特区提案の実現性の可否やこれまでの成果について評価検証を行い、その結果を道民に分かりやすく説明していくことが必要であると考えます。</p> | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、新たに「7今後に向けて」の章を起し、この中にこれまでの取組の主な成果を記載し、成果を踏まえ、道州制特区制度を有効に活用していく旨を新たに記載することとしました。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">A</div> |
| <p>○「6 広域的施策の施策効果の把握及び評価」について</p> <p>基本的な仕組みでは、国が個々の施策について評価を行うこととなっているが、提案者である北海道においても、提案内容の実現の可否も含めて、これまでの取組み実績についての評価を行い、その結果を踏まえて次の展開を図っていくことが必要であると考えます。</p> <p>個々の事業の成果は記載されているものの、成果を踏まえた評価、全体を俯瞰した評価が無く、これまでの取組みに対する課題の洗い出しとその解決方法、更には優れている点があればそれを伸ばし、他にも活用していくといった今後の活用方法についても道民に対して分かりやすく説明が必要であると考えます。</p> | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、新たに「7今後に向けて」の章を起し、この中にこれまでの取組の主な成果を記載し、成果を踏まえ、道州制特区制度を有効に活用していく旨を新たに記載することとしました。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">A</div> |
| <p>これまでの提案内容を見ると、本道の活性化のためにはインパクトが弱いように見える。</p> <p>食料や環境、エネルギーなどについて、本道の発展だけではなく、我が国の経済社会システムの安定につながる素材があることから、こうした大きな柱を基本として、北海道が自立的に政策の展開が可能となるように、政策的な意義が大きく、また、産業界や、特に道民が分かりやすい提案となるように検討することが必要であると考えます。</p> <p>また、道州制特区の話についても、時間が経過し、道民の興味が薄れ、それに伴い理解の不足が生じていることから、今一度、広く道民に周知する機会を設けることも必要になっていると考えます。</p> | <p>食や観光、環境といった大きな括りの中で、テーマ毎に道民からの意見などをもとに、道の政策課題の解決といった点なども考慮し、地域の自主性を発揮し、政策の自己完結性を高めるなど、本道の自立的発展に繋がる提案となるよう十分留意して取り組んで参りたいと考えています。</p> <p>また、道民の方々から広く意見などを募集し、それをもとに道州制特区提案検討委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道民の方々に道州制や道州制特区の理解や関心を高める意義があったものと考えており、今後も様々な機会を活用し、道民の方々の理解が深まるよう努めていきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div> |
| 4 その他(連携・共同事業) | |
| <p>IT・バイオ産業クラスターについては、経済産業省との連携により事業を取り組んでいるとのことであるが、本道の基幹産業である農業を核とした6次産業化など産業政策全般についても経済産業省との連携が必要であると考えており、双方が密接に関わりを持つことにより施策を効果的に実施していくことが可能であり、連携・共同事業での取組とすることが必要と考える。</p> | <p>連携・共同事業については、広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局が連携・共同して、事務・事業を実施してきているところです。</p> <p>ご指摘の点は、大変重要と受け止めており、今後の取組の中で十分生かして参りたいと考えています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div> |
| <p>観光の振興についても、「ビジット・ジャパン事業」での取組の他にも様々な広がりがあり、ホテルや旅館をはじめ、飲食店、運輸業界、リネンなど幅広い業種が関係していること、また、基盤として道路などの整備も必要であることから、北海道運輸局だけではなく、経済産業局や開発局など関係する機関を集めた連携・共同事業を行うべきと考える。</p> | <p>観光の振興について、様々な機関が連携を図ることが重要と考えており、ご意見については、今後の取組の中で、十分生かして参りたいと考えています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div> |

| 意見の概要 | 意見に対する道の考え方 |
|---|--|
| 4 その他(具体的な提案) | |
| <p>○広域的資源増大対策</p> <p>北海道における漁業の生産量は日本全体の四分の一を占め、本道漁業は国産水産物の安定供給に対して大きな責務を背負っており、そうした負託に応えるためには、水産資源を持続的に利用していくことが重要である。</p> <p>漁業者は資源の維持、回復及び漁場の生産力向上のために、自主的な取組を行っているが、日本海系群のすけとうだらや資源の枯渇が不安視されているほっけのような低水準にある回遊性魚類については、その維持、回復のための対策が必要であり、北海道の周辺海域の特性に応じた効率的、効果的な諸対策が必要である。</p> <p>また、広域回遊性魚種においても本道が大きな生産シェアを占めており、早期の資源回復を目指すためには、本道の取組が重要となることから、漁業者の取組に対する支援の充実が必要である。</p> <p>広域的な資源に関しては、「海域栽培漁業推進協議会」で資源造成を推進することとしているが、北海道周辺は他県に比べても広大な範囲の海域をもち、複数県にまたがる「広域海域」と同様に、資源造成型栽培漁業の強化、集中的な種苗生産、放流種の重点化等、北海道として単独で取りすすめる必要がある。</p> <p>特に、本道と東北の太平洋側で構成する「太平洋北区栽培漁業推進協議会」については、震災により東北地方の種苗生産・放流機能の回復の長期化が避けられないなか、マツカワなど共通する魚種の栽培漁業の取組を本道が担うことにより、東北地方の漁業復興にもつながることから、本道における取組を充実強化すべきである。</p> | <p>本道は、太平洋、日本海、オホーツク海の3つの海に囲まれており、豊かな海洋資源は「北海道価値」と考えております。</p> <p>いただいたご意見については、今後、国から道への権限移譲などを求める提案を検討する中で、十分参考とさせていただきます。</p> |
| <p>○有害生物(海獣等)対策</p> <p>水産資源の持続的利用を図るためには有害生物に対する対策が極めて重要である。特に、沿岸漁業者は、毎年トド、アザラシ、オットセイ等の海獣によって漁網の破損、漁獲物の食害など膨大な漁業被害があり、漁村の存続が危ぶまれる深刻な事態となっている。これらの海獣の一部は絶滅危惧種として保護対象となっているが、北海道特有の課題として、エゾシカと同様に大規模な駆除を実施するなど抜本的な対策を講じる必要がある。</p> | <p>今後、国から道への権限移譲などを求める提案を検討していく中で、十分参考とさせていただきます。</p> |
| <p>○指定漁業の一元管理</p> <p>1996年国連海洋法、2001年水産基本法が制定・施行されて以降、基本理念のひとつである水産資源の適切な保存管理の重要性が益々高まっているが、本道周辺海域では、大臣許可漁業と知事許可漁業・共同漁業権漁業を国と道が別々に管理しており、現場での資源管理、漁業調整が輻輳した状況となっている。</p> <p>このため、大臣管理漁業を知事許可漁業に移行させ、沖合・沿岸漁業の許可を一元化するなど北海道の統一した資源管理と漁業調整を行うことが必要である。</p> | <p>貴重な提案と受け止めており、今後、提案検討委員会における具体的な審議の対象として参りたいと考えております。</p> |

お問い合わせ先
総合政策部地域主権局参事
道州制推進グループ
電話 011-231-4111 内線 23-317